

## 浦添市議会会議規則の一部を改正する規則

浦添市議会会議規則（昭和47年議会規則第1号）の一部を次のように改正する。

第50条第1項ただし書中「簡易な事項」を「議長が定める事項」に改める。

第51条第1項中「起立」を「挙手」に改め、「自己の氏名を告げ」を削り、同条第2項中「起立」を「挙手」に、「先起立者」を「先挙手者」に改める。

第138条第1項中「、氏名（法人の場合はその名称及び代表者の氏名）」を削り、「押印」を「署名又は記名押印」に改め、同条中第4項を第5項とし、第3項を第4項とし、同条第2項中「請願」を「前2項の請願」に改め、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

2 請願者が法人の場合には、邦文を用いて、請願の趣旨、提出年月日、法人の名称、所在地及び連絡先を記載し、代表者が署名又は記名押印しなければならない。

### 附 則

この規則は、令和3年7月1日から施行する。